

淀川河川公園 太間・点野野草地区 公園整備計画（案）

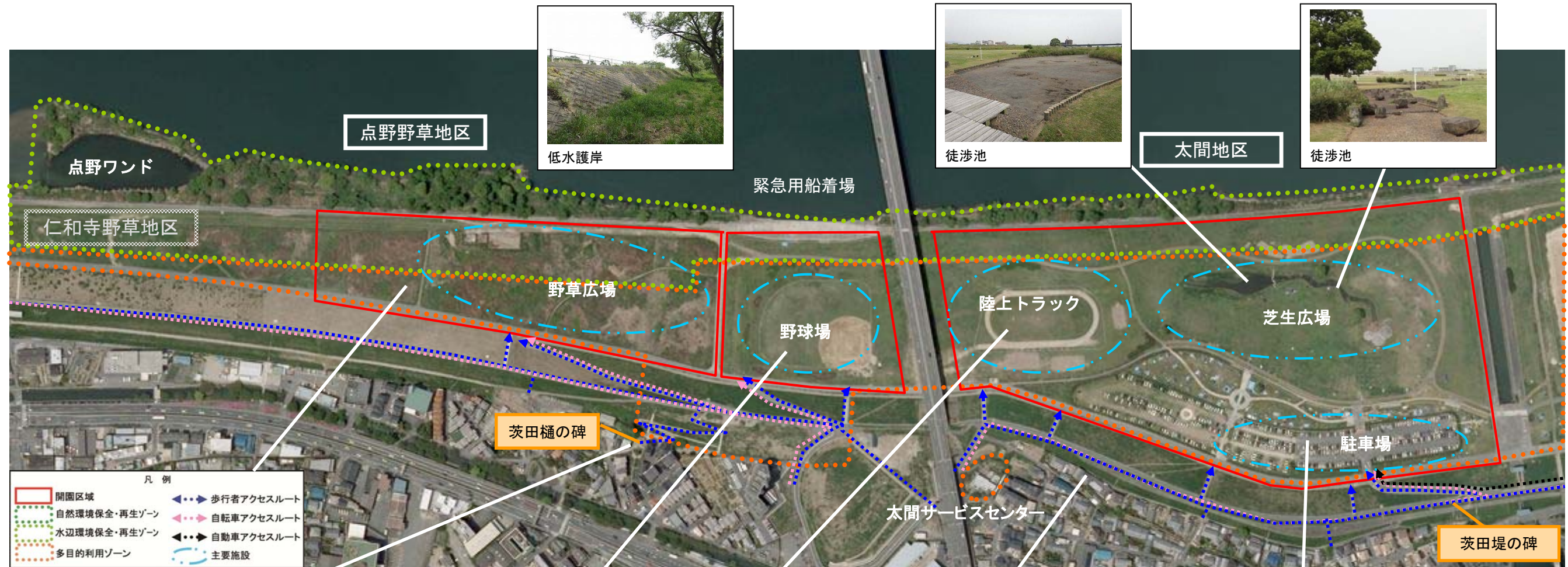
1. 太間・点野野草地区の現況特性

年間利用者数と主な公園施設

	年間利用者	主な公園施設
太間地区	平成23年度年間利用者数 330,712人 野球場 14,627人 陸上競技場 11,972人 ※運動施設は内数	野球場(1面) 陸上トラック(1面) 芝生広場 駐車場(217台)
点野野草地区	平成23年度年間利用者数 30,846人	野草広場

各視点からの現況

	ゾーニング計画の実現	魅力	快適性	つながりの改善
現況 太間地区	<ul style="list-style-type: none"> 現在の供用区域の大部分が「多目的利用ゾーン」になっている。 供用区域の水際に沿った帯状のエリアが「水辺環境保全・再生ゾーン」になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 芝生広場や運動施設が整備されている。 堤防道路沿いに「茨田堤」の碑がある。 バーベキューエリアが指定されている。 堤防道路及び緊急用河川敷道路に沿って「北大阪周遊自転車道(北大阪サイクルライン)」が走り、広域的なサイクリングが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 「太間サービスセンター」が隣接し、休憩所、シャワー、自動販売機等が利用できる。 駐車場や主要ポイントにトイレが7箇所設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 上下流方向には緊急用河川敷道路を通じて移動は容易である。 堤防道路は、駐車場へのアクセス区間が車道兼用となっている。 横断方向は階段での移動が中心でバリアフリーには未対応である。 近傍に鉄道駅がなく、公共交通アクセスはバスが中心となる。
現況 点野野草地区	<ul style="list-style-type: none"> 現在の供用区域の半分程度が「水辺環境保全・再生ゾーン」になっている。 その他のエリアは「多目的利用ゾーン」になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然豊かな野草地として整備されている。 点野ワンドが隣接している 堤防の市街地側に隣接して「茨田樋遺跡水辺公園」が整備されている。 堤防道路及び緊急用河川敷道路に沿って「北大阪周遊自転車道(北大阪サイクルライン)」が走り、広域的なサイクリングが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区の河川側に、点野ワンドや点野砂州などの自然環境が存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> 上下流方向には緊急用河川敷道路を通じて移動は容易である。 堤防道路は歩行者・自転車のみ利用する。 堤防道路と遺跡公園は、バリアフリー対応のスロープで結ばれている。 近傍に鉄道駅がなく、公共交通アクセスはバスが中心となる。



2. 太間・点野野草地区の整備方針（案）

淀川河川公園基本計画に基づき、地区特性を踏まえ、太間・点野野草地区の整備方針を以下のように設定します。

淀川河川公園の整備方針（基本計画）

（1）ゾーニング計画を新たに定める

- 基本計画における地区区分計画を改め、淀川の自然環境が縦断及び横断方向に連続するようなゾーニング計画を新たに定める

（2）淀川の自然環境の保全・再生を図る

- 自然環境の連続性に留意しながら、自然環境のネットワーク及び淀川の特徴ある水辺の景観を保全・再生する
- 干潟や砂州、ヨシ原、ワンド、たまり等の水陸移行帯や淀川固有の生物が生息・生育できる場を保全・再生する

（3）淀川らしい利用ができるようにする

①淀川の自然環境と利用との調和を図る

社会動向の変化、周辺の都市の状況、地域住民・利用者のニーズや意見を踏まえ、地区ごとの特性を考慮しながら淀川の自然環境と利用との調和を図る

②淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくる

地区ごとの特性を活かし、水辺での水遊びや自然観察、原っぱでの遊びや運動、休憩、散歩など様々な形で淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくる

③淀川全体をつなぐ・まちと淀川をつなぐ

散策やジョギング、サイクリングなどが行えるよう、淀川全体をつなぐとともに、周辺地域と淀川にまつわる歴史・文化資源の散策・周遊等のルート設定や、広域避難地としての役割など、まちと淀川をつなぐ取り組みを行う

④淀川の水辺の景観を楽しめる場をつくる

水辺越しに見える都心部の眺望景観、北摂連山や天王山、男山、生駒山地などの山なみと一体的な景観との調和を図り、水辺の景観を楽しめる場をつくる

（4）淀川にまつわる歴史・文化資源を活かす

- 渡しや舟運、旧毛馬閘門・洗堰や川港跡、樋跡、三川合流部などの保存や展示、言い伝えを後世に伝えるなど、淀川にまつわる歴史・文化の資源を活かす

太間・点野野草地区の特性

- 淀川の水制工の名残である点野ワンドや点野砂洲が存在し、地域の市民団体等による植生管理活動が行われている
- 太間地区には運動施設、広大な面積の広場が存在している
- 太間地区には船着場が存在する、また堤内地側に茨田堤の碑や段蔵が存在する

太間・点野野草地区の整備方針

◇ワンドの環境や水辺の自然環境を活かしながら、川に親しむ場づくりを目指します

- 点野ワンドや点野砂洲の自然環境を保全するとともに、植生管理等の活動への参加を通じて川に親しめる場づくりに取り組みます。
- 点野野草地区に水陸移行帯を整備し、自然環境の連続性を確保します。

◇運動施設の多目的利用の促進を図ります

- 他の運動施設よりも利用が少ない陸上トラック等の運動施設を対象に、従来の目的以外の利用ができるようにします。

◇サービスセンターとの一体的な活用を図ります

- 点野ワンドや点野砂洲の自然環境を利用した学習プログラムの実施拠点として、太間サービスセンターの活用を図ります。

◇淀川と地域の歴史を活かし、伝える公園づくりを目指します

- 茨田堤の碑などを通じて淀川と地域の歴史・文化とのつながりを知り、学べる公園となるようにします。

3. 太間・点野野草地区の整備方針図（案）

■ 淀川河川公園基本計画におけるゾーニング



ワンドの環境改善
(ゾーニング計画の実現)
・点野ワンドにおける環境改善のための植生管理の実施(伐木、外来種の除去等)

水辺環境の再生
(魅力の向上・つながりの改善)
・本川及びワンドとの通水、砂州の一部切り下げによる点野砂州の冠水頻度の調整
・点野砂州へのアクセス性の改善

運動施設の多目的利用の促進
(魅力の向上)
・陸上トラックの多目的利用の促進(グラウンドゴルフ等への利用目的の拡大)



サービスセンターの活用
(魅力の向上)
・太間サービスセンターの点野ワンド、点野砂洲における自然環境の学習プログラム実施拠点としての有効活用の促進

情報板の設置
(魅力の向上)
・茨田堤の碑など、淀川と地域の関わりや、市民団体等による環境づくり活動を紹介する情報板の設置

水景施設の見直し
(魅力の向上)
・徒渉池の存廃の検討 廃止
・跡地の利用の検討(湿地性植物の誘導の試行等)

凡例

- ゾーニング計画の実現に関する内容
- 魅力の向上に関する内容
- つながりの改善に関する内容

※およそ5年程度を目途として、整備・再整備の実施が見込まれる内容について記載しています。
※地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となる場合があります。

整備項目(黒): 素案(第1回協議会)の項目
整備項目(赤): 第1回地域協議会の審議結果に基づき、素案から変更した部分

4. 太間・点野野草地区の整備内容（案）

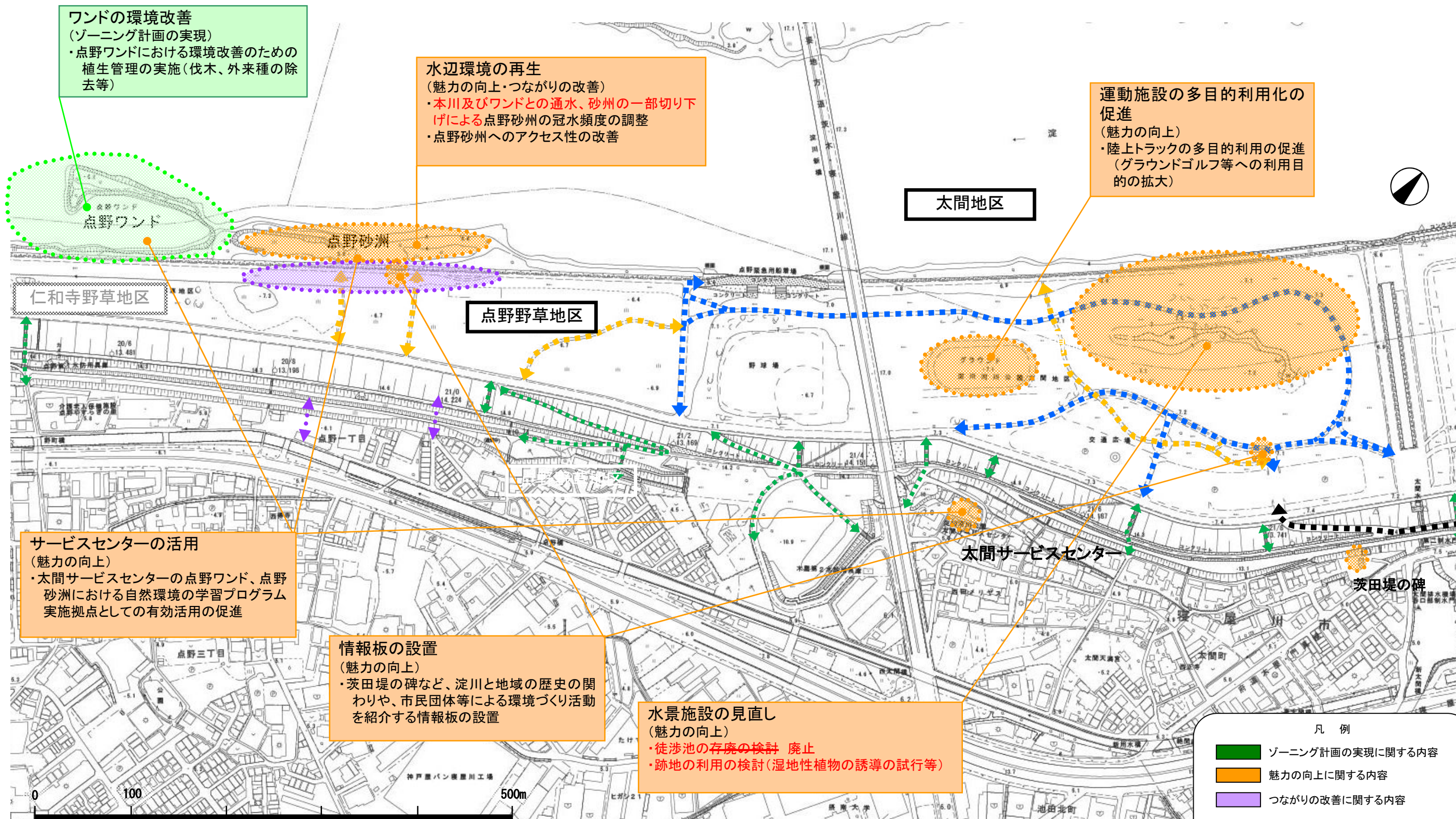
整備項目	該当項目	整備内容
ワンドの環境改善	【ゾーニング計画の実現】	・点野ワンドの環境改善のための植生管理を行う（伐木、外来種の除去等）
水辺環境の再生	【魅力の向上】	・本川及びワンドとの通水、砂州の一部切り下げにより点野砂州の冠水頻度を調整する ・点野砂州へのアクセス性を改善する
水景施設の見直し	【魅力の向上】	・徒渉池の存廃について地域協議会で検討を行う 徒渉池を廃止する ・跡地の利用の検討を行う（湿地性植物の誘導の試行等）
運動施設の多目的利用化の促進	【魅力の向上】	・太間地区の陸上トラックの多目的利用を促進する（グラウンドゴルフ等への利用目的の拡大）
情報板の設置	【魅力の向上】	・茨田堤の碑など、淀川と地域の歴史の関わりや、市民団体等による環境づくり活動を紹介する情報板を設置する
サービスセンターの活用	【魅力の向上】	・太間サービスセンターを、点野ワンド、点野砂洲の自然環境の学習プログラム実施拠点と位置づけ、有効活用を図る

※およそ5年程度を目途として、整備・再整備の実施が見込まれる内容について記載しています。
※地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となることがあります。

整備項目（黒）：素案（第1回協議会）の項目

整備項目（赤）：第1回地域協議会の審議結果に基づき、素案から変更した部分

5. 太間・点野野草地区の整備計画図（案）



※およそ5年程度を目途として、整備・再整備の実施が見込まれる内容について記載しています。
 ※地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となる場合があります。

整備項目(黒): 素案(第1回協議会)の項目
 整備項目(赤): 第1回地域協議会の審議結果に基づき、素案から変更した部分

6. 太間・点野野草地区の整備イメージ図（案）



※およそ5年程度を目途として、整備・再整備の実施が見込まれる内容について記載しています。
※地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となることがあります。

整備項目(黒): 素案(第1回協議会)の項目
整備項目(赤): 第1回地域協議会の審議結果に基づき、素案から変更した部分